

茨城県市町村合併支援プラン改定の概要

平成16年6月3日
茨城県市町村合併推進本部

茨城県市町村合併支援プランは、市町村の自主的な合併を一層推進するため、合併に向けて積極的に取組を進めている市町村等を対象に、従来の支援策に加え、県事業の重点実施等の支援策を盛り込んだ総合的な支援プランとして平成14年6月6日に策定した。

1 今回の改定の趣旨

支援策について必要な見直しを行った他、平成16年5月に市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）の改正がなされ、市町村合併の経過措置等が講じられることを踏まえて本支援プランを改定した。

2 主な改定内容

県単独事業の追加（4事業）

○合併市町村幹線道路緊急整備支援事業

- ・合併市町村の一体性の確立や均衡ある発展基盤となる幹線道路を合併市町村が合併特例債を活用して整備する場合、市町村の自己負担の一部を県が補助（償還補助）し、早期整備を支援する。また、必要に応じて、調査設計や工事業務を市町村から県が受託する措置を講じ、事業の実施についても支援する。

○福祉事務所開設支援事業

- ・合併により新たに市となる市町村を対象に、合併前から県職員の派遣や研修生の受け入れを行い、生活保護事務等が円滑に実施されるよう人的支援を行う。

○市町村職員法務マスター研修事業

- ・市町村合併による事務権限の拡大に的確に対応し、地方分権に不可欠な権限移譲を進めるため、市町村職員の法制事務能力の向上を目的とした研修事業を実施し、人材育成を図る。

○商工会等合併支援事業

- ・市町村合併に合わせて商工会の合併を円滑に推進するため、合併基本構想を策定する商工会に対し、茨城県商工会連合会を通して必要となる経費の一部を助成する。

事業の廃止（4事業：気運醸成関係事業）

- | | |
|------------------|----------------|
| ○新しい地域づくり活動費補助金 | 所期の目的達成により事業終了 |
| ○市町村合併推進懇話会 | 〃 |
| ○市町村合併ケーススタディ事業 | 〃 |
| ○市町村合併支援システム作成事業 | 〃 |

経過措置の設置

- 県単独の支援策等については、合併特例法の経過措置と同様に平成18年3月末までに合併した市町村を対象とする。